を「並びに第二百五十二条の四十第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、第百七十六条第二項、第五項、第六項及び第八項、第百七十七条第二項、第百七十九条第二項から第四項まで、第百八十条第二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第二項、第二百五十二条の四十第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二百五十六条中「議会」とあり、並びに第二百四十二条の二第一項」に改め、「「普通地方公共団体の議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、」及び「、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と」を削り、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　第百六十条の規定により第百五十条第二項から第九項までの規定を特例一部事務組合に準用する場合には、同条第八項中「議会」とあるのは、「特例一部事務組合の構成団体の議会」と読み替えるものとする。

9　第二百五十二条の四十五の規定により前編第十三章第二節（第二百五十二条の三十六第一項を除く。）の規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と読み替えるものとする。

第二百九十一条の六第一項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「第七十五条第五項前段」を「第七十五条第六項前段」に改め、同条第三項中「直ちに、」の下に「当該」を加え、同条第八項中「これを」を削る。

第二百九十九条中「第十項（第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）」を「第十項」に、「第七十四条の三第三項（第七十五条第五項」を「第七十四条の三第三項（これらの規定を第七十五条第六項」に改める。

附則第九条に次の一項を加える。

この法律に定めるものを除くほか、監査専門委員の分限、給与、服務、懲戒等に関しては、前項の規定を準用する。

（地方公営企業法の一部改正）

第二条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「をあわせて」を「と併せて、」に改め、同条第三項中「あたつては」を「当たつては」に、「意を」を「、意を」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　地方公共団体の長は、第四項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

8　地方公共団体の長は、第四項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第三十四条中「第二百四十三条の二の」を「第二百四十三条の二の二の」に、「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

第三十九条第三項ただし書中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第三条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十六条の二）」に、「第六章の二　設立団体の数の変更に伴う措置（第六十六条の三―第六十七条）」を「第六章の二　設立団体の数の変更に伴う措置（第六十六条の三―第六十七条の二）」に、「第六章の三　公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第八十一条―第八十七条の二）」を「第八章　公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第八十一条―第八十七条の二）」に改める。

第三条の見出し中「自主性」を「自主性等」に改め、同条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第三項中「当たつては、」の下に「地方独立行政法人の事務及び事業が地域社会及び地域経済の情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに」を加える。

第八条第一項第五号中「の地方独立行政法人」の下に「（以下「一般地方独立行政法人」という。）」を加え、同項第八号中「第二十一条第五号」を「第二十一条第六号」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「設立団体」の下に「（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）」を「一般地方独立行政法人」に改め、同条第四項中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「地方独立行政法人評価委員会」を「評価委員会」に改める。

第十一条の見出しを削り、同条第一項中「執行機関」を「当該設立団体の長」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

第十一条第二項第二号中「条例」の下に「の規定」を加え、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

二　第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

三　第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

四　第百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

五　第百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

第十一条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

第十三条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、設立団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第十三条第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は地方独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6　監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一　この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二　その他設立団体の規則で定める書類